第１

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業報告書

１　保険会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

［１～４　略］

⑵　財産及び損益の状況の推移

［保険会社の状況について記載する場合］

（生命保険会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

６　［略］

（損害保険会社）

［表略］

（記載上の注意）

［１～８　略］

［企業集団の状況について記載する場合］

（生命保険会社の企業集団）

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

第１

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）事業報告書

１　［同左］

⑴　［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

⑵　［同左］

［保険会社の状況について記載する場合］

（生命保険会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

６　［同左］

（損害保険会社）

［同左］

（記載上の注意）

［１～８　同左］

［企業集団の状況について記載する場合］

（生命保険会社の企業集団）

イ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下６において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下６において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下６において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。